

専第 1 号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第85条第1項中「数量」の次に「（第1号又は第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、第97条の5第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

(鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（令和 6 年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項中「又は同号イ」を「若しくは同号イ」に改め、「有しないもの」の次に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（新条例第36条第1項第1号イ（新条例附則第6条の2の4の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県税条例第85条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。